

B+

鍊成講座「商法」

1 X社は、210条による新株発行の差止めを本案としてその仮処分（民事保全法28条2項）を申し立てる前提として、まず本件総会中の本件議案の取消訴訟を提起する（会社法（以下、省略）831条1項1号）。そしてこれが認められる結果、C社に対する第三者割当の方法による4000株の新株発行は、適法な株主総会決議を欠くことで199条2項に違反することになり、これが手続上の違法として差止事由（210条2号）にあたると主張したい。

※1

2 では、本件総会中の本件議案の決議について取消事由があるといえるか。本件総会でX社の代表取締役であるDは、自社の保有議決権が5000個であるはずだと抗議している。そこで、5000個であるはずのX社の議決権を4000個と計算したことが違法であり、決議方法の法令・定款違反にあたらないか。

※2

(1) 株券不発行会社の株式譲渡は、当事者間では意思表示のみをもって有効となるが、株主名簿の記載によってはじめてこれを会社に対抗できる（130条1項）。そこで、X社とBは株主名簿の書換を完了するために、共同でY社定款8条の定める申請書を作成し、それぞれ記名押印してこれをY社に送付した。そして、Y社はこの株主名簿の書換を拒絶している。この名義書換の拒絶が不当拒絶にあたると評価できる場合には、違法となると解する。

※3

(2) たしかにX社はY社に対して自社の印影が旧印影から現行印影に変更されたことを届け出ていなかった。しかし、本件総会以前の平成30年度、令和元年度それぞれの定時株主総会においてはX社の議決権行使を認めていたのであるから、本件総会になってはじめて印影の不一致を理由に名簿書換を拒絶することは、禁反言たる信義則に反する（民法1条2項）といえる。

※4

したがって、Y社によるX社らの株主名簿書換の拒絶は不当なものと評価

できる。

- (3) また、株主名簿制度（121条以下）の趣旨が、多数かつ絶えず変動し得る株主の取扱いに関する会社の事務処理上の便宜を図る点にあるから、会社が名義書換の義務を怠ったことでその不利益が株式譲受人に帰する結果となることも当事者間の公平性を保護する信義則（1条2項）に反する。

したがって、名義書換未了の株式譲受人であるX社は、名義書換未了のまままでY社に対して株式譲渡を対抗できると解する。

- (4) 以上より、Y社が5000個であるはずのX社の議決権を4000個と計算したことは違法であり、881条1項1号の決議方法の法令・定款違反にあたる。

- 3 新株発行の議案とする株主総会決議は、特別決議に基づく可決が要求されるところ（199条2項、309条2項5号）、X社が5000個の議決権を有することを前提に本件総会で本件議案の決議をとっていた場合、賛成10000個、反対5500個という結果となり、出席議決権のうち三分の二を超えるものとはならなかったといえる。

したがって、決議に影響しなかった軽微な瑕疵として請求棄却されることもなく、本件総会の本件議案の取消訴訟は認められることとなる。

- 4 以上より、本件新株発行にはX社の主張するような差止事由たる手続の違法（210条2号）が存在する。

以上

コメント

※1

総会決議が取り消される結果、新株発行の手続き上の瑕疵になるという条文
手続を理解して提示出来ている点はとてもよいです。もう一歩進むなら、取消訴
訟の判決を待たなければ仮処分で主張することはできないのかという点につい
ても踏み込んでおきたいです。

※2

問題意識の提示としては不十分です。「計算したこと」が瑕疵ではなく、10
00株につき、名義書換を不当に拒絶し、総会でX社を株主として扱わなかった
ことを瑕疵として主張します。

※3

類似判例を意識して規範立てができています。ただ、答案上は、不当拒絶の場
合になぜ違法と評価すべきなのかという理由付けが必要です。前例がない問題
であるため、会社の恣意的運用の防止、株主の正当な権利の保護など、自分なり
の理由を付すことで足ります。」

※4

なぜ信義則に違反するといえるのかの根拠を付すことができています。印鑑
を用いる局面が違うという事情をどう評価するかにも言及できるとよりよいで
す。

※5

名義を書き換えるべきであったという結論を述べるにあたって、名義書換の
義務が存在することを前提にそれを怠ったことを理由とするのは適切ではあり
ません。

※6

2(1)では、「不当拒絶にあたると評価できる場合には、違法となる」という規
範を打ち出しているのに、ここでは、不当拒絶にあたるという評価を明示するこ
となく、株式譲渡の対抗できるという結論を打ち出しており、文章として繋がっ
ていません。

※7

裁量棄却について言及し、問題分の事実を適切にあてはめることができおり、良い点です。今回の答案の点数には影響しませんが、「決議に影響しなかった軽微な瑕疵」とあります。しかし、831条2項における決議への影響と瑕疵の重大性は別の枠組みで考えられるべきであり、決議に影響しないから重大ではないという評価は誤りとなるので注意してください。

最後に

条文の構造、類似の判例などが踏まえられ、またコンパクトな答案となっており、非常に読みやすい答案でした。本問は、自分なりの意見を書く問題なので、理由付けに関してはもう少し補充する必要がありますので、その点をケアできればよりよい答案になったと思います。(添削者 檜垣建太)

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商 法			

評価(ABCD)
C

5	1. 本件新株発行にかゝり差止請求が認めら れたためには、①株主が不利なことを受けるおそれ、 ②210条2項の相当性が認められることと 要する。そこで、XとL2は、議決権4000個と して計算したことが、株主総会決議の方法として 9条2項、199条2項に違反すること、②従前の印鑑 で平成29年営業年度にかゝる定款修正案を よび、同年30年営業年度にかゝる定款修正案 を議決権行使と認めようとするが、本件総 会にY社が10条2項を適用することは、信義則 上許容されないこと、③株主名簿の不記載を理 由に1000株分の議決権を行使することは許され ないことを理由とするところから、答える。	★1
10	2. 以下、それぞれにつき検討する。 (1) まず、本件Xの議決権行使を4000株とし た点について、そもそも本件について定款10条2項の 適用の可否が問題となる。 (2) Y社が親によるが、名称及び印鑑を変更 した場合、当社に届け出なければならない(10条1 項)、 また Y社に対して書面を提出する場 合、届け出た印鑑を用いる必要がある(10条2 項)。 又その規定の趣意は、会社が画一的に秩序を 図ることにあり、	★2
15	そうすると、届け出た印鑑を用いる場合は会社との関係 上の書面については効力が生じないが、 Y社が	★3
20		
25		★4

しかし、株式会社Aに關し、取締役会が承認が必要とされた(定款7条)、株主間同士の譲渡に關しは承認したものとみなされ、(同条2項)、会社の承認なくして譲渡は有効であり、会社にも抗辯できないものと解される。

この旨を、会社にもつ、好意的に解釈する旨の決定に努め、かつ、当該者の意思の合致を認めたことである。

この報告がなされると、株式会社Aが納付金未払いの会社について、株主に通知をなし、以上、株式行使を認めない旨の決定がなされ、また、当該場合に10条1項を適用することの許可がなされたと考えられる。

(3) 本件Xは、従前からY社の株主であり、2、相互に重要事項取引先であるが、信頼関係が構築されていると考えられる。

また、株式会社Aに商号変更後においても、平成30年、令和元年の株主総会において、代理人株式行使を認められた。代理人は書面を証明しなされるが、同年X社の変更届けを提出しているのに、現行印影を押捺しているため、本来であれば株式行使を拒否できる立場にY社はあった。しかし、~~取締役会~~があるに株式行使を認めた。本件では拒否しなかったが、従前の慣習と整合しなされるべきで、本件決議はX社では当該者の株式行使であると認めるに足りる合理的理由もない。

(4) よって、~~本件決議~~定款10条2項を適用したことは信義則に反しない。

※ 5

※ 6

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
商法			

2. 次に、名義書控をしようとしたことについて、問
題となる。

5 (1) Y社は、株式会社X社であるが、名義書
控は共同でしめられなければならない。XとBは共
同して本件申請をしようとするが、
それによつて、手続上の不備はない。

(2) ところが、株主名簿は会社として作成され
なければならない(130条)、会社はこれに従って
しなければならない。

10 しかし、前記主張は、2項を適用すること
により、Yに瑕疵がある以上、これに基づいて名義
書控を行うも瑕疵を有すると解され、不当
拒絶と同視されると考えらる。

15 (3) 本件では、主張を適用した結果、名義書控
が認められず、不当拒絶と同視されると考えらる。

(4) よつて、名義書控が認められることと理由にYは
Xに対して譲渡制限の行使を拒むことと見なされ
ない。

20 3. 最後に、本件Cの募集要項第3条、第3
項第2号に求めたが、株主総会決議の
要である。

25 (1) 本件では、出庫3割決(1500個のうち、Bの
所有する2割の株式は欠損として扱われ2割
を超え、定数は除外されることがある。

よつて、本件譲渡は賛成10000個、反対
5000個であるが、移転のためにBは9666

3 ページ

裏面へ

という事象は、XにE上回つてゐるため、可決しうる
おそれもある。

しかし、前記の通り、Y社はXB間におよそ機
械設備もそろへたうえでの帰籍であるから、
5 本件であれば、賛成は9000個にとどまること
になる。

そうすると、本件決議は、先に述べておいた各決
議案とされたことになる。

10 (2) よって、本件決議は、議決案の各条が法令違
反となり、取消事由となる。

なお、非公開会社における株主総会の決
議の重要性に照らすと、重大な瑕疵を有
し、決議に影響を及ぼすものであるから、数量条
件(おおよそ)の余地はない。

15 4. (1) そうであるとして、総会決議は取消され
るべきものである。また、法令違反にある
ものではないから、問題となる。

20 (1) しかし、210条の趣意は、一度発効されると議
決案の重要性が高いため、事前の斟酌
を強化する趣意にある。

この趣意からすると、新株発行が生じる前であ
る、法令違反に属する内容性を有するものであ
れば、これを取消するべきである。

25 (3) よって、同条(株主総会決議)取消事由は法令違
反に含まれる。

5. 以上により、Xが主張するようでは、差止めは
ある。

以上

★9

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

コメント

※1

210条1号の条文の文言から思考を出発できており、答案としての印象がよいです。

※2

どの条文に反しているかを明示することができているのもよい点です。ただ、199条2項は株主総会決議を経る必要があると規定しているものの決議方法について規定してはいません。

総会手続の瑕疵と、新株発行手続の瑕疵を区別して整理する必要があります。

※3

結果的には誤りですがおもしろい視点です。このように自分で問題点を抽出して検討する姿勢は重要なので今後もぜひ大事にしてください。

※4

本問では要求されていませんが、2項は書面の効力を明示的に記載していないためこの問題意識もよいです。ただ、若干説明不足です。会社が受領した書面が株主によるものであることを登録印の照合よって画一的に判別し、業務を円滑化するという目的にあるところ、登録印のない書面については上記のような判別を行うことができないため、原則として会社に対して効果を生じないものと解する、などと書ければいいのではと思います。

※5

ここが立論の誤りです。株主が誰かという問題と、ある書面が株主によって作成、提出されたものであるかという問題は別です。これは非公開会社であることによりケアされる問題ではありません。

※6

(2)ので提示した規範からすれば、(3)で述べるべきはX社が非公開会社であることのみのはずです。答案で打ち出した規範とあてはめがずれています。

※7

誤った結論を前提に立論しているため点が乗りません。瑕疵の連鎖を前提に立論されたのかと思いますが、ここでは130条に絡めて、既に答案で述べた現行印影の使用状況等を拾うべきでした。

※8

特別決議であることを指摘できているのは良い点ですが、その後に行っているのが裁量棄却の検討であることと、そもそもなぜ裁量棄却を行うのか(831条2項の問題にできるのか)を条文構造から説明するべきです。

※9

210条と総会決議の取消の効果が区別できています。

最後に

さんの答案は、加点ポイントがまばらに存在しており、一体となって丸をつけられる場所が少ないです。勉強の進度の問題もあるかとは思いますが、会社法の条文の構造を把握して、手続の流れを意識できるといいのかもしれない。

答案の文字が崩れすぎている部分が散見されます。文字が雑なのは構いませんが、崩しすぎると判別ができなくなり、採点対象外となる可能性もあります。時間のない中で答案を書く忙しさは存じ上げておりますが気をつけてみてください。(添削者 檜垣建太)

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
会社法			

評価(ABCD)
A

1.	X社は差止事由として、本件新株発行は、名簿書換（10条会社法、以下法名略）10条1項）が不当に拒絶されたこと、法令又は定款に違反する場合に当たり、差止事由があると主張することを考へる。
2	まず、本件における名簿書換は、譲渡人と譲受人が共同して行う必要がある（13条1項、2項）。X社とBは共同で本件申請書を作成している。本件申請書は、Y社の基準日である3月末日以前の3月20日午後1時にY社に到達している。
3	そこで、Y社が名簿書換をしないまま、Bが保有していた1000株についての株主決議権の行使をX社に認められたこと、12条1項定款1条に違反しないか、名簿書換の不当拒絶に当たるかが問題になる。
(1)	名簿書換は、多数の集団的法律関係と画一均一に処理する会社の便宜のための制度である。
そこで、	会社が名簿書換を拒絶しに当たって、会社側の帰責任の下で譲受人に不利益を及ぼしている場合、信義則に反する場合に、不当拒絶として違法となる。
(2)	本件で名簿書換できない理由は、本件申請書の印影が届出印と相違し、Y法定款10条2項に違反することにある。また、X社は、平成26年5月1日から、2年近く、同条1項の届出は、現印影を使用していた。またXは一度も、旧印影を使用し株主名簿書換申請書を提出していない。
しかし、	X社が新印影に変更した後も、本件申請書を提出するまで、定款10条1項の届出は、2回の定時株主総会における委任状による議決権行使認めてきた。そして、代理人による議決権行使に当たって書面が必要である（定款25条1項）という、議決権行使を認めている場合、委任状は真正とみてY社に提出したと考へられる。委任状上のX社の新印影Y社が黙許に認めていた。
また、	3月20日中に作成されたのは、B社とコンタクトをとることでできたからであり、X社に帰責任はない。

※1

※2

※3

(3) ところで、~~新~~新印影の使用が~~て~~できることについて Y社に対する信頼が形成されており、本件申請書に於て定款が~~本~~本に定める名義書映と認め~~た~~のは信義則に反する。

(4) よて本件申請書の不当拒絶にあたり、株式の発行の法令又定款に類する場合、として差止事由に当たるものと思える。

※ 4

5 4 もとも、B社の保有している1000株の行使をX社に認めても、本件議決議に変化が~~な~~こから差止事由に当~~ら~~ないものではないか。

※ 5

この点について、株主総会の運営の安定の見地から、差止事由^{ない}なる場合にも、~~差止~~~~差止事由~~ 決議に支障を及ぼす場合には、差止事由に当たらないと解する。

10 本件では、1000株が出席として扱われ、議決権行使されても、反多数の賛成を上回ることはない。

よて 本件において差止事由はない。

15 本件において Y社は非公開会社(定款2条5号参照)であり、株式の譲渡は~~株式~~ Y社取締役会の承認が必要である(定款7条1項)が、X社 B社ともにY社の株主であるから、譲渡が承認されていることになり(同条2項)、譲渡は有効である。

以上

> ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
金沢大			

評価(ABCD)

5	
10	
15	
20	
25	

3 ページ
裏面へ

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

コメント

※1

前提整理として、条文、定款の立て付けがコンパクトに記載されており、非常によいです。

※2

言いたいことは伝わるので敢えて指摘する必要はないのかもしれませんが、「多数の集団的法律関係」という文言の持つ意味は一義的に定まるわけではなく、善意解釈を要求することになるため、起案において当然に使うことには疑義があります。

※3

問題分の事実を丁寧に拾って当てはめができています。2年間現行印影を使い続けていたことにも触れられており説得力は十分です。

一方、X社に帰責性がないという事実が評価の中で浮いています。帰責性がないからその後に記載しているX社の信頼が保護されるといいたいのか、信義則違反の考慮要素の一つとして言及しているのか、答案からはわかりません。

※4

結論への過程が雑です。いままで指摘していた事情はあくまで総会の手続の瑕疵であって、原則的には新株発行手続の瑕疵ではありません。立論にあたっては、どの条文に反するからどのような効果が生じているかを意識したいところです。

※5

答案で指摘した瑕疵を210条1号の法令違反として考えるならば、この裁量棄却の検討は条文にない要件について検討を行っていることになります。

また、特別決議が要求される事項についても基本知識として押さえておく必要があります。

最後に

事実の前提整理や規範立て事実評価などコンパクトかつ説得的に書けていました。いい意味で答案慣れしている印象を受けます。ただ、文章に主語や目的語の欠落が散見され、読み手に不親切な答案であるようにも感じます。

また、会社法の理解に関しては一般的な水準にあると思いますが、細かいところで理解に誤りがみられます。 さんの答案を見る限り、それらの点を今後補うことができればもっと点が伸びる答案になると思います。(添削者 檜垣建太)